



見舞金給付



P.28-29の“医療給付・傷病見舞金給付・治療用器具見舞金給付についての注意事項”を必ずお読みください。

■傷病見舞金給付

□概要

契約医療機関以外を利用した場合、自己負担した保険適用範囲の診療費1カ月分(当該月の月初から月末)の合計が、同一医療機関・同一疾病において3,000円以上の場合、傷病見舞金の給付対象となります。

□見舞金給付の主な適用範囲

契約医療機関以外を受診した場合、自己負担した診療費および薬剤費のうち保険適用範囲の診療費1カ月分の合計が、同一医療機関において3,000円以上の場合、自己負担額の70%を給付します。

【例】A病院での保険適用分診療費、およびA病院で受けた処方せんによるB薬局での保険適用分薬剤費の自己負担額1カ月合計が10,000円 = 給付額7,000円

□傷病見舞金給付が適用されないもの(規約第28条)

- 医療保険適用外のもの(美容整形、予防接種、視力のレーザー治療、各種文書類、妊娠、分娩、人工妊娠中絶、他)
- はり、灸、マッサージ等の施術
- 柔道整復師による施術(骨折、脱臼、打撲および捻挫の場合を除く)
- 保険外併用療養費(差額ベッド料、大病院の紹介状なしの初診料、他)
- 健康診断、人間ドック
- 疾病負傷の原因が不法行為によるとみなされるもの
- 第三者行為(交通事故、喧嘩による医療費等)
- 海外の医療機関での診療
- 労災保険の対象となるもの(職務上・通勤災害)
- 歯科診療(保険適用の有無を問わず)
- 入院時の食事代

□申請に必要な書類

- ・各医療機関(病院・薬局)発行の領収書 ※領収書の氏名が互助会員本人のものに限る
- ・給付金の振込先銀行口座通帳等 ※互助会員本人のものに限る

□申請期限・申請回数

- ・診療月の翌月から3か月以内。
- [例]4月受診の場合、5月～7月の間に申請。
- ・1つの診療月につき、1度だけの申請。ひと月分をまとめて申請してください。複数回申請した場合、最初に申請したものしか受理いたしません。
- [例]2023年4月に受診したものの申請は1回のみ。申請後、領収書の追加提出などは認めません。
- ・申請は1か月単位とし、診療月毎に申請してください。
- [例]2023年4月受診分と5月受診分を申請したい場合、まずは4月分のみ申請して、5月分はまた別で申請してください。

□申請の流れ・給付方法

①互助会員はWEB上より申請ページにアクセスしてください。

申請ページは「立正大学 傷病見舞金」で検索、または下記QRコードよりアクセスできます。

※アクセスにはMicrosoft 365へのサインインが必要です。大学から付与されたアカウントとパスワードでサインインをしてください。

②申請ページにて、各質問事項に回答を入力、各医療機関発行の領収書をPDF化したものをアップロードしてください。

③互助会事務局(学生生活課)にて申請書類の確認・金額の算定を行います。申請書類に不備があった場合、ポータルサイトのお知らせまたは電話等でご連絡いたします。

④互助会事務局(学生生活課)より見舞金の振込先口座を伺う案内をポータルサイトにて通知します。指示に従って振込先口座情報をWEB上より入力してください。

申請ページに
アクセスできます



□給付時期・給付期限

- ・申請から約40日後に指定された銀行口座にお振込みいたします。
- ただし、申請書類や口座情報に不備があった場合、給付は遅れますのでご了承ください。
- ・振込先口座を伺うご案内日(ポータルサイトの送信日)から**3ヵ月以内に口座情報を入力しない場合、申請を放棄したものとみなし、給付いたしません。**